



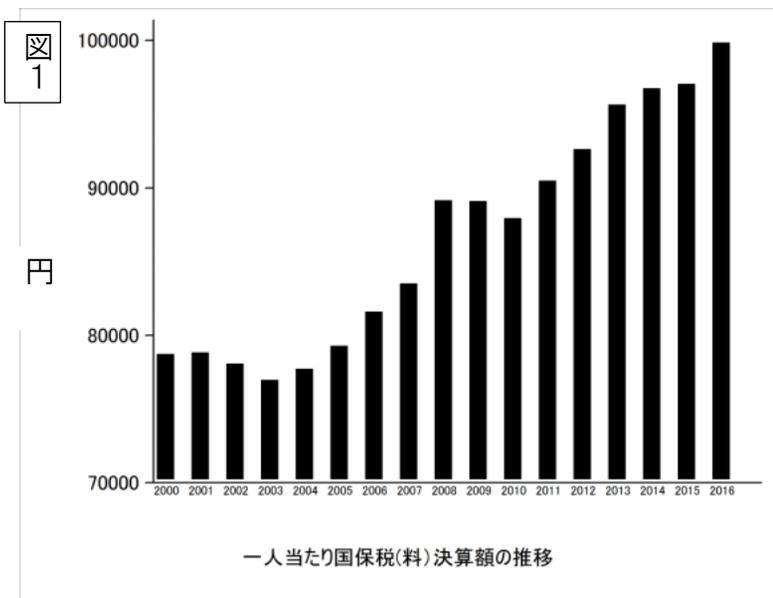
こんにちは
九度山町議会議員
伊丹俊也 です

《連絡先》伊丹俊也
〒648-0101 九度山町九度山747-32
TEL&FAX 0736-26-7382
e-mail itami_t@mth.biglobe.ne.jp

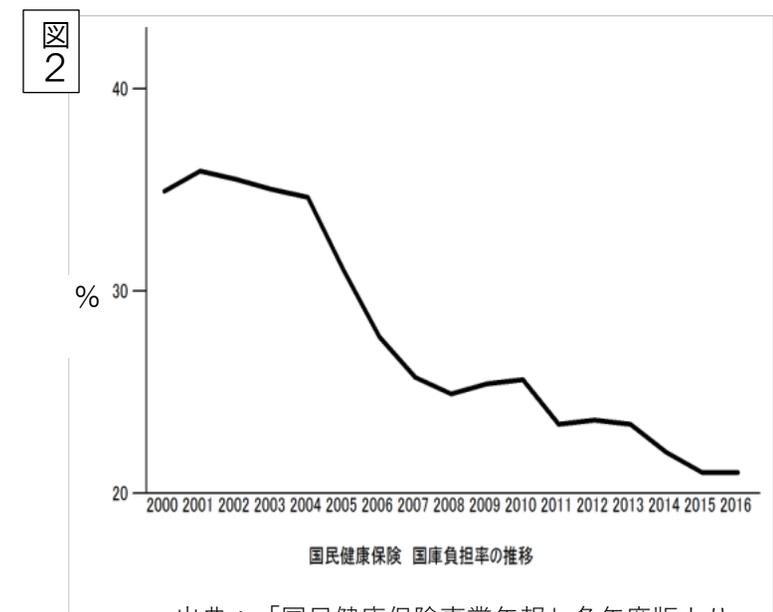
伊丹俊也活動報告No.6 2018年8月25日発行

国民健康保険・介護保険

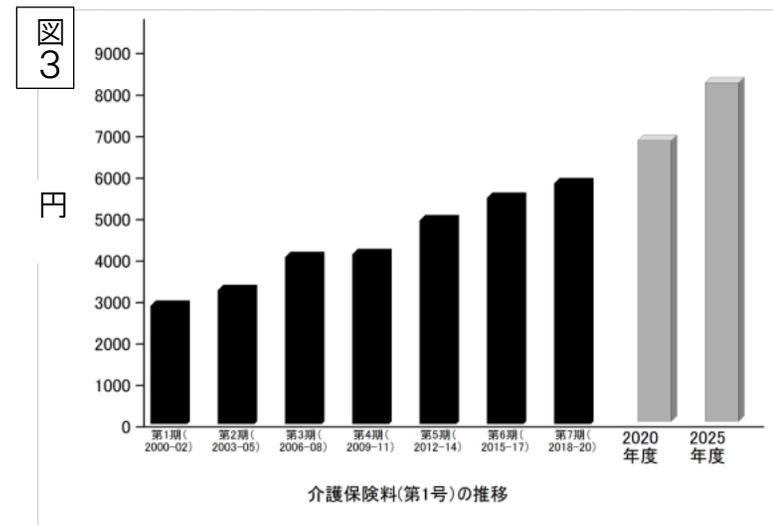
国の責任で負担軽減・制度改善を 求める請願2件の紹介議員に 3月議会



出典：「国民健康保険事業年報」各年度版より



出典：「国民健康保険事業年報」各年度版より



※市町村の基準額(月額) 平均値
2020年度と2025年度は推計値

■請願の趣旨
「国保の県単位化にあたって、保険税負担が増えることがないよう求める請願」
①保険料は上げないこと
②窓口一部負担金に対する減免条例を作ること
③払える保険料にするために、国庫負担の増額を国に要請すること

「介護保険の給付縮小・負担増の中止と、保険料の軽減、介護従事者の処遇改善を求める請願」
①介護保険制度の生活援助等の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止すること
②介護に従事する労働者の処遇改善を行うこと
③介護保険料を引き上げなくともすむように、国庫負担を増やすこと
以上、国に働きかけること

「国の負担を増やし問題解決を」と訴える
国保税が高いのは、国が国保会計に入れる予算を増やさないと大きな原因です。一人当たりの国保税・料(全国平均)は上がり続けています(図1)。逆に、市町村国保会計総収入

に占める国庫支出金(国の負担)の割合は減っています(図2)。問題の根本的解決のために国が責任を果たすことが求められます。国保税と介護保険料の住民負担は限界にきています。特に年金収入しかない住民にとってはこれ以上の負担は耐えられないのではないか。
審議の結果は：・
議会で審議と採決が行われ、2件とも私は本会議で討論を行ない請願を採択すべきと賛成しました。結果は、賛成は私のみで、賛成少数(反対8)により請願は不採択になりました。採決は残念な結果に終わりましたが、国保税や介護保険料の住民負担軽減実現の声が議会内で多数となるよう今後とも力を尽くしていきます。

私のブログ記事から

私の議会内外の活動や思っていることや考えていること、身の回りの出来事などをブログ(ネット上の日記)に書いています。

「議員が討論原稿を職員に書いてもらうなんて...」 2018年8月19日

(前略)

このブログで7月1日に「執行部に賛成討論原稿を書いてもらう議会があるとは...」というタイトルの記事を書きました。その記事の趣旨は、「議案採決の前に賛否の理由を述べる討論で、首長提案の議案に賛成の討論原稿を職員に用意してもらって、それをもって討論を行っている議員がいる議会がある。首長をチェックするのが役割の議会でそのようなことは、議会・議員の役割を放棄するものでやめるべきだ」というものでした。

議員の意見表明を行う討論の原稿を職員に書いてもらうという、日本の地方自治の原理原則である「二元代表制」をなし崩しに壊してしまうようなことはあり得ないことだと私は思っていました。しかし、ネットで偶然そのような議会・議員が存在することを知りました。ただ、それらの議会では、職員が議員の討論原稿を用意していることを執行部ははっきりと認めていないようです。当の議員が職員に書いてもらっていると明言していないこと(議員の役目や有権者の目を気にすればできるはずがありません)や、執行部の「参考資料をお渡しているだけです」という説明、そのほかの"状況証拠"などから断定はできませんが、討論原稿を職員が書いているというのはほぼ間違いない事実だろうと思われま

しかし、今日、「討論原稿を市が作成 市議、そのまま使用」とのタイトルの新聞記事を目にしました。8月17日付「埼玉新聞」の記事 (http://www.saitama-np.co.jp/news/2018/08/17/06_.html) です。詳細は、この新聞記事を読んでいただきたいのですが、この議会では「討論原稿を市が作成し、それを議員がそのまま使っていたこと」を職員も議員も認めているのです。私はあり得ないこと、やってはいけないことが衆人環視の下で行われ、その事実を市職員も議員も認めていることに驚きました。記事で有権者の意見が紹介されています。「質問や討論のための資料提供はあり得ても、討論原稿はあり得ない。議員としての倫理観がなく、恥ずかしい。市民は市の代弁者として議員を選んでいるわけではなく、議員は自分の考えで議論すべきだ」—まさにその通りです。また、職員が執行部の意向に沿った討論原稿を作ることは、職員の職務を逸脱しているのではないのでしょうか? 住民の代表機関である議会でこのような"なれ合い"が行われていることは、議会制度の形骸化を招くものであることは間違いありません。首長・執行部と議会・議員はそれぞれの立場から意見や提案を出し、それを議会の場で議論し、このまちをどうするのかという政策を練り上げていく、これが執行部と議会の本来のあり方です。

さて、7月1日のブログ記事の最後に「この問題はごく少数の一部の自治体の特殊ケースであるとは思えません」と私は書きました。この危惧が杞憂でないことが明らかになってしまいました。九度山町議会の開会が2週間余り先に迫ってきました。目下、議会準備に取り組んでいるのですが、私が議員として行う一般質問や議案質疑に力を尽くすのは当然のことです。それに加え、九度山町議会が町民の代表機関として機能するよう、そして議員が町民の代表として議会活動を行なうよう、議会の一員として全体を見据えて活動するのも議員の果たすべき仕事だと考えています。

他の議会の出来事であってもそれを「他山の石」として、九度山町議会は同じ失敗をしない、町民の代表機関としての役割を100%果たすような議会であるよう、そのことを常に意識しながら議員の仕事に取り組んでいきます。

【参考】 全国町村議会議長会編「議員必携第十次改訂新版」より

討論とは

討論とは、... 現に議題となっている事件に対して、自己の賛成又は反対の意見を表明することである。しかも、その目的は、自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者を自己の意見に賛同させることにある。(中略)

また、討論は議題に対する自己の賛否の意見表明であるから、原案に対する修正案が提出されている場合は、原案に合わせて討論を行うことが建前である。もちろん、自己の意見表明であるから代理討論は許されない。(後略)



★この記事の全文はこちら -



その他のブログ記事

●総務文教常任委員会視察研修報告書 →
2月6日滋賀県栗東市議会



●九度山町議会行政視察報告書 →
7月4~6日新潟県新潟市・長岡市



市民と野党の共同を伝える「しんぶん赤旗」
独自の視点でニュースをお届けします
●購読のお申し込みは
伊丹俊也 まで
TEL&FAX 0736-26-7382

★ネットでも情報発信しています。「伊丹俊也」で検索

ブログ開設中
「Good Morning, 九度山」
<http://licitami.at.webry.info/>

